

令和7年10月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判官の外部研修を受け入れている報道機関並びに行政官庁及び在外公館との間で取り交わしている、研修の受け入れ方法を定めた文書（現在有効なもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、9月8日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上その必要もない。念のため、本件苦情申出を受けて改めて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。